

別紙

契約金額 総額 195,334,000 円以内とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

①令和 8 年度 61,359,000 円

②令和 9 年度 65,038,000 円

③令和 10 年度 68,937,000 円

【内訳】

①令和 8 年度 (単位：円)

クラブ名	金 額
松橋第 1 学童保育所	10,360,000
松橋第 2 学童保育所	10,628,000
豊福第 1 学童保育所	10,356,000
豊福第 2 学童保育所	10,177,000
豊川学童保育所	10,236,000
当尾学童保育所	9,602,000

②令和 9 年度 (単位：円)

クラブ名	金 額
松橋第 1 学童保育所	10,981,000
松橋第 2 学童保育所	11,265,000
豊福第 1 学童保育所	10,977,000
豊福第 2 学童保育所	10,787,000
豊川学童保育所	10,850,000
当尾学童保育所	10,178,000

③令和 10 年度 (単位：円)

クラブ名	金 額
松橋第 1 学童保育所	11,639,000
松橋第 2 学童保育所	11,940,000
豊福第 1 学童保育所	11,635,000
豊福第 2 学童保育所	11,434,000
豊川学童保育所	11,501,000
当尾学童保育所	10,788,000

※金額は、基本額に加え開所日数加算、長時間開所加算、障がい児受入推進事業費を含む。なお、各年度のクラブ毎の金額は、令和 7 年度の子ども・子育て支援交付金交付要綱で定められた基本額等を基に、令和 8 年度は上昇見込率として 6 % を乗じたものであり、令和 9 年度以降は前年度金額に対する上昇見込率 6 % を乗じ計算したものである。

※本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に該当するため、非課税として取り扱う。